

対象となる障害の範囲

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由							
体幹不自由							
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能障害							
咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。							
上肢不自由							
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう・直腸機能障害							
小腸機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							

(注意)

2つ以上の障害の区分に重複して障害を有する方は、個々の障害の区分についていずれかが上記に該当することが必要です。

2 知的障害のある方

- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により知的障害があると判定された方

3 精神に障害のある方

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 障害の等級が「1級」、「2級」又は「3級」の方
- ・精神保健指定医の診断書により精神に障害があると診断された方

4 戦傷病者手帳の交付を受けている方

身体障害者手帳の交付を受けている方に準じて減免の対象となる範囲が定められています。詳しくはお問い合わせください。